

三木町告示第 130 号

地籍調査事業の告示について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次のとおり
地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により告示します。

令和 7 年 5 月 23 日

三木町長 伊藤 良春

- 1 香川県より事業計画が公表された年月日
令和 7 年 4 月 25 日
- 2 調査を実施する者の名称
三木町
- 3 調査地域
木田郡三木町大字池戸の一部、平木の一部
- 4 調査期間
令和 7 年 5 月 26 日から令和 8 年 3 月 31 日まで